

「松ヶ丘緑自治会・地域支え合い活動・具体的な活動内容」

(1) 「松ヶ丘緑自治会基本行動 5 カ条」の制定と徹底

地域支え合い活動を推進するにあたり、全会員の基本行動を 5 カ条にまとめ、これを徹底していく。具体的には、専用チラシを策定し、全戸配布。掲示板にも掲示。チラシは、毎年更新し、必ず期始に改めて配布することで、継続啓蒙をはかっていく。

(2) 自治会役員と民生委員との連携強化及び「地域支え合い活動事務局」の設置

支え合い対象者の情報を自治会役員と民生委員とで常に共有化し、日常的に個別対応が必要な場合には連携を図る。具体的には、役員執行部と民生委員をメンバーとした「地域支え合い活動事務局」を設置し、月 1 回定期的に会合を実施する。その中で情報共有と課題洗い上げと対応策を協議し、具体的な対応にあたる。

(3) アンケートの実施による現状調査

対象者に対して、情報の開示や具体的なニーズなどの実態調査を行い、支え合い活動の協力をお願いをするとともに、実際の活動に生かせるようにする。具体的には、アンケート作成後、役員等で手分けをし、2 人 1 組で対象者宅に訪問の上、ヒアリングを行なう。

(4) 市提供の地域支え合い活動対象者情報の一部共有

対象者の情報については開示が限定されているため、本人の了解を得つつ、役員執行部（全対象者）、ブロック長・組長・対象者両隣（所属対象者のみ）に、名前のみ共有化する。具体的には、組毎の世帯主名簿および自治会地図にプロットし、具体的な活動を行なう場合に活かす。当然開示対象範囲は限定する。

(5) 組長の日常業務による訪問活動

会費の徴収（およそ年 1 回）・全戸向け資料配布（およそ年数回）・募金活動（年 3 回）時には、対象者に対しては必ず対面にて訪問をし、変わりはないか、相談事などがないかを確認し、もしあれば、役員及び民生委員に情報連携し「地域支え合い活動事務局」にて対応を行なう。

(6) ブロック長の日常業務による巡回パトロール

各ブロック長（1 ブロック 3 組）は、組長への回覧提供時（月 2 回程度）に自分のブロック内の対象者に特に変化がないかどうか含め、巡回パトロールする。気づいたことがあれば、役員執行部に報告の上、「地域支え合い活動事務局」にて対応を行なう。

(7) 役員執行部による定期巡回パトロール

役員執行部（会長・副会長）が、複数人ペアで自治会内を定期的に巡回パトロールする。気づいたことがあれば、民生委員と協力し、対応を行なう。

具体的には、春・秋のゴミゼロ運動時を想定しており、対象者の見守り巡回を行うと同時に、清掃を行っている会員から個別に話を伺いながら、困ったことがないかヒアリングを行い、何かあれば、「地域支え合い活動事務局」にて対応を行なう。

(8) 敬老の日の粗品進呈と表敬訪問

毎年敬老の日には、対象者（75歳以上）に粗品を進呈すべく所属組長もしくは役員が必ず訪問し、変わりはないか、相談事などがないかを確認。もしあれば、「地域支え合い活動事務局」にて対応を行なう。

(9) 納涼祭への招待

対象者には毎年実施している納涼祭に、特別招待する。全戸配布の「みどり」とは別に個別招待状を作成。組長・役員による個別訪問を行い、来られる方には招待席を準備しおもてなしを行う。来られなかった方には後日お土産を渡す。

(10) 各種イベントへの招待

上記納涼祭以外に緑寿会・子供会・社会福祉協議会などの各種イベントに、各会及び民生委員と協力の上、招待を行なう。

(11) 対象者への訪問及び巡回パトロールにおけるマニュアルの作成

組長が実際に対象者に訪問する場合の話法などをまとめたマニュアルやブロック長・役員執行部が巡回パトロールを行なう際の留意事項等をまとめたマニュアルを作成し、具体的な活動をする。